

岐阜聖徳学園大学ハラスメント防止対策委員会規程

一部改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人聖徳学園ハラスメント等の防止及び対応に関する規程第8条第2項に基づき、岐阜聖徳学園大学ハラスメント防止対策委員会（以下「大学防止対策委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 大学防止対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 岐阜聖徳学園大学（以下「大学」という。）におけるハラスメント等の防止の啓発及び教育のための実施計画策定に関すること
- (2) 大学におけるハラスメント等の相談に係る対応に関すること
- (3) 学校法人聖徳学園ハラスメント防止対策委員会とのハラスメント等に起因する問題の解決に向けた連絡調整に関すること
- (4) ハラスメント等の被害者救済に関すること
- (5) その他、ハラスメント等の防止に関すること

(構成)

第3条 大学防止対策委員会は、男女各4名の教育職員及び男女各2名の事務職員、計12名をもって構成する。

- 2 教育職員選出の委員は、教育学部・経済情報学部・看護学部・人文学部（以下「各学部」という。）から男女各1名ずつ、計8名とする。
- 3 事務職員選出の委員は、羽島キャンパスに所属する事務職員と岐阜キャンパスに所属する事務職員男女各1名ずつ、計4名とする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、半数の委員が1年ごとに入れ替わるものとする。

(運営)

第4条 大学防止対策委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長・副委員長を選出する。

- 2 大学防止対策委員会委員長・副委員長は、男女各1名で構成する。
- 3 委員長は、大学防止対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数)

第5条 大学防止対策委員会の定足数は、構成員の2分の1とする。

(議決)

第6条 大学防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第7条 委員長及び副委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(報告)

第8条 委員長は大学防止対策委員会の審議結果について、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は大学防止対策委員会の報告及び要請に基づき、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 3 大学防止対策委員会は、ハラスメント等に関して相談者から緊急調整の申し立てがあった場合には、相談者の所属長に直ちに報告するとともに、次の措置を講じる。
 - (1) 所属長等の協力を得た上での必要な事実確認の実施
 - (2) 事実確認を踏まえた修学、就業等が正常に行われるための必要な措置
- 4 大学防止対策委員会は、ハラスメント等に関して相談者から調停の申し立てがあった場合には、学校法人聖徳学園ハラスメント防止対策委員会に対応を要請する。
- 5 大学防止対策委員会は、ハラスメント等に関して相談者から調査の申し立てがあった場合には、学校法人聖徳学園ハラスメント防止対策委員会に対応を要請する。

(幹事)

第9条 委員会の記録その他の事務は、学長室が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 第3条第2項にかかわらず、外国語学部外国語学科を廃止するまでの間は、人文学部の委員が外国語学部の委員を兼ねるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

全学協議会規程

一部改正 令和8年4月1日

(設置)

第1条 岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）に全学協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、本学の学生及び教職員が学生生活の充実について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 修学支援に関する事
- (2) 生活支援に関する事
- (3) 進路支援に関する事
- (4) 課外活動支援に関する事
- (5) 施設・設備に関する事
- (6) その他学生支援に関する事

(構成)

第4条 協議会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 学長、副学長、各学部長及び各学部学生委員長
- (2) 事務局長、各部長及び羽島学生課長・岐阜学生課長
- (3) 学友会執行委員会（各支部） 3名
- (4) 学友会体育連盟執行部（各支部） 2名
- (5) 学友会文化連盟執行部（各支部） 2名
- (6) 大学祭実行委員会（各支部） 2名

(招集)

第5条 協議会は、原則として年1回開催し、招集は学長がこれを行う。

(議長)

第6条 協議会の議長は、学長がこれを行う。

(オブザーバー)

第7条 学長は、オブザーバーとして他の教育職員・事務職員・学生や地域住民・行政・経済界等の代表の出席を要請することができる。

(幹事)

第8条 協議会の記録その他の事務は、羽島学生課・岐阜学生課及び学友会庶務が担当する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。